4　旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　F978　B83E　21CC　D150　614A　ED8D　31E4　ABDC　95A5　A846

5　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　D01E　0271　4695　5450　CB36　8A08　2681　5FB0　E85E　8076

6　新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　C141　0B8D　4495　E235　A301　5570　BF8C　0104　C747　A093　5525　18E9　B4B1　71BF　80FE　20F0

7　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　A2C0　BADC　A8C8　93D3　865E　2038　5D15　2469　A677　EAEA

8　旧発行者署名符号で署名した新発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値(16進数)　4868　169F　ABA0　733D　43FE　7C52　9865　E395　E873　EBD8　823A　ADB6　43A7　0377　8B50　86EF

9　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　3A34　6AF1　81FF　BA84　7E88　92E3　E455　C884　82C2　B0E5

10　新発行者署名符号で署名した旧発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値(16進数)　AE1F　6ADD　9CEE　DD56　4E18　BD8B　1B33　6BF4　E66E　1A94　7CD7　1147　4428　615F　26D4　5874

○外務省告示第二百十四号

平成二十五年六月五日にプノンペンで、コンポンチャム及びバッタンバン上水道拡張計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　コンポンチャム及びバッタンバン上水道拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三十三億五千五百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年一月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　　隈丸優次在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣

平成二十五年六月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百十五号

平成二十五年六月五日にプノンペンで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億五千八百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年一月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　　隈丸優次在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣

平成二十五年六月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百十六号

平成二十五年六月十日にアディスアベバで、アムハラ州南部地方小都市給水計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　アムハラ州南部地方小都市給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六億三千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年五月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　　岸野博之在エチオピア大使

エチオピア側　アーメド・シデ財務・経済開発担当国務大臣

平成二十五年六月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百十七号

平成二十五年六月十日にアディスアベバで、第四次幹線道路改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第四次幹線道路改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　七十五億二千百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年六月三十日まで

4　署名者

日　本　側　　岸野博之在エチオピア大使

エチオピア側　アーメド・シデ財務・経済開発担当国務大臣

平成二十五年六月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第二千三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　青森県平川市葛川上の平二五の一九七（次の図に示す部分に限る。）、長小股四八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　青森県平川市葛川田の沢口二三の一、大川添三七の一二三、三七の一二四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　奈良県五條市大塔町惣谷五六一、吉野郡十津川村大字杉清三五六、三六一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁並びに五條市役所及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町読書三一〇二、三一五五の一四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）